

## 退職所得に係る住民税の算出

### 1 退職所得控除額

勤続年数に応じて、以下により計算した額を退職所得控除として退職金から控除することができます。

※勤続年数の計算において、1年未満の端数は切り上げます。

◎ 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

◎ 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×（勤続年数-20年）

◎ 退職金の支払いを受ける方が、在職中に障害者になったことにより退職した場合は、勤続年数に関係なく退職控除額に100万円加算されます。

### 2 退職所得の金額の算出

(支払金額-退職所得控除額) × 1/2 ※注1 = 退職所得金額 (1,000円未満端数切捨)

特別区民税 → 退職所得金額 × 6% (100円未満切捨)

都民税 → 退職所得金額 × 4% (100円未満切捨)

注1) 勤続年数5年以下の法人役員等については、上記1/2は乗じず計算します。

また、令和4年1月1日以降に支払われる退職金においては、勤続年数5年以下の方で退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分についても、上記1/2は乗じず計算します。

注2) 平成24年12月31日以前に退職された方の退職所得に係る住民税の税率等は異なります。

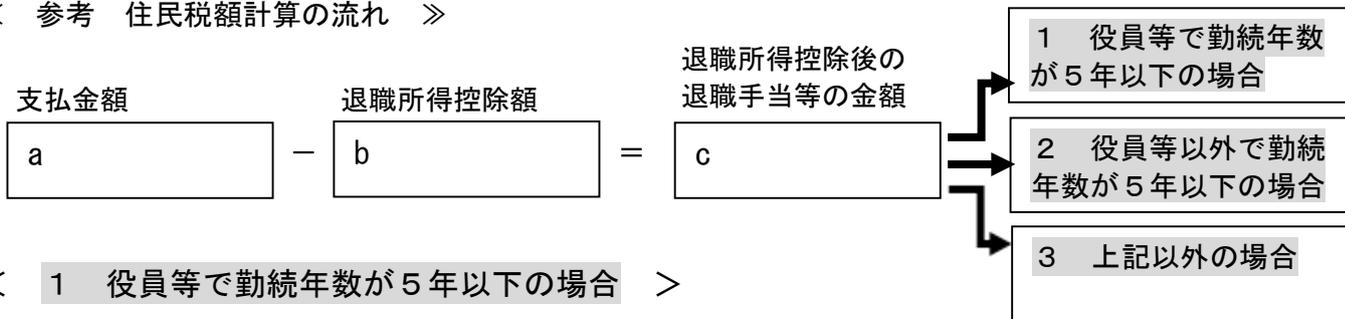
### 《問い合わせ》

文京区 総務部 税務課 収納管理係

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電話03-3812-7111 (代表) 内線2273、2274、2286、2287

＜ 参考 住民税額計算の流れ ＞



＜ 1 役員等で勤続年数が5年以下の場合 ＞

退職所得控除後の退職手当等の金額  $c$  = 退職所得の金額  $c'$

1,000円未満端数は切捨 ※Cの値の1,000円未満端数切捨 1/2の適用はありません。

＜ 2 役員等以外で勤続年数が5年以下の場合 ＞

ア 退職所得控除後の退職手当等の金額 (c) が300万円以下の場合

退職所得控除後の退職手当等の金額  $c$  × 1/2 = 退職所得の金額  $d$

1,000円未満端数は切捨 ※Cの値を1/2をした後 1,000円未満端数切捨

イ 退職所得控除後の退職手当等の金額 (c) が300万円を超える場合

150万円 + { 支払金額  $a$  - ( 300万円 + 退職所得控除額  $b$  ) }

退職所得の金額  $d$

1,000円未満端数は切捨

＜ 3 上記以外の場合 ＞

退職所得控除後の退職手当等の金額  $c$  × 1/2 = 退職所得の金額  $d$

1,000円未満端数は切捨 ※Cの値を1/2をした後 1,000円未満端数切捨

(1) 特別区民税

課税退職所得金額 (退職所得の金額の千円未満切捨後)  $d$  ※役員等勤続年数が5年以下の法人役員の場合は  $c'$  × 税率 6% = 特別区民税  $e$

特別区民税 100円未満端数は切捨

(2) 都民税

課税退職所得金額 (退職所得の金額の千円未満切捨後)  $d$  ※役員等勤続年数が5年以下の法人役員の場合は  $c'$  × 税率 4% = 都民税  $f$

都民税 100円未満端数は切捨